

# 会 議 結 果 概 要

附属機関等の名称	栃木県公私立高等学校協議会
会議の公開について	公 開
令和5(2023)年10月31日	
(概 要)	
1 開催日時	令和5(2023)年10月20日(金) 午後2時～午後3時10分
2 場 所	栃木県庁本庁舎6階 大会議室2
3 出席者	会長ほか委員12名
4 内 容	<p>(1) 高等学校の生徒募集について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県立高校全日制課程の募集定員は11,075人(前年比400人減)で、宇都宮清陵高等学校・鹿沼東高等学校・小山高等学校・佐野松桜高等学校・足利清風高等学校・益子芳星高等学校・馬頭高等学校・黒羽高等学校・那須高等学校・高根沢高等学校の各1学級減により、合計10学級の減とする。</li><li>○ 県立高校定時制課程の募集定員は560人(前年比増減なし)とする。</li><li>○ 全日制私立高校の募集総人員は6,975人(前年比30人増)で、募集人員の増は宇都宮文星女子高等学校の募集を停止していたコースの募集再開によるものである。</li></ul> <p>(2) 成年年齢引き下げに伴う消費者教育の充実について</p> <p>令和4(2022)年度に成年年齢が18歳に引き下げられたことから、18歳以上の生徒は一人で有効な契約をすることができるようになった。それに伴い、保護者の同意を得ずに締結した契約の取消しについても18歳未満までとなった。</p> <p>学習指導要領の改訂に伴い、高等学校家庭科では、契約の重要性や資産形成に関する投資信託や保険など金融商品の特徴を学ぶとともに、知識や経験不足から、成年年齢に達した生徒が、在学中に悪質商法、クレジットカード決済による多重債務等の消費者被害に遭うことも考えられるため、消費者教育の充実が図られた。</p> <p>これらを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成及び若年者の消費者被害の防止・救済のため、高等学校におけるより効果的な消費者教育の在り方について、意見交換を行った。</p>
問合わせ先	栃木県公私立高等学校協議会事務局 栃木県経営管理部文書学事課私学・宗教法人担当(会運営・私立学校関係) 電 話 028-623-2056 F A X 028-623-2074 栃木県教育委員会事務局高校教育課人事担当(公(県)立学校関係) 電 話 028-623-3396 F A X 028-623-3393